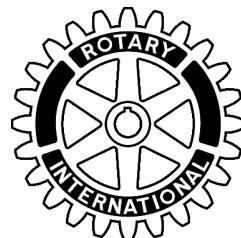


ロータリーガイド



東京六本木ロータリークラブ

〒106-0032

東京都港区六本木6-2-35-601

TEL : 03-6721-1555

FAX : 03-6721-1556

E-mail : rotaryclub6@wine.ocn.ne.jp
<https://www.tokyoroppongi-rc.jp/>

2004年11月 初版
2007年 8月 改訂
2023年 6月 改訂
2023年 8月 改訂

目 次

| | |
|-------------------------------|----|
| 目 次 | 1 |
| 会員の特典と責務 | 2 |
| ロータリーの誕生 | 2 |
| ロータリーの名称 | 2 |
| 国際ロータリーとは | 2 |
| 国際ロータリーの役員 | 3 |
| 国際ロータリーの規模 | 3 |
| 国際ロータリーの徽章 | 3 |
| 国際ロータリーの旗 | 3 |
| 日本のロータリークラブ | 3 |
| 本クラブの誕生 | 3 |
| 本クラブと地域、地区、グループとの 関係 | 3 |
| 本クラブの定款、細則 | 4 |
| 綱 領 | 4 |
| 四つのテスト | 4 |
| R I 会長テーマ | 5 |
| クラブ会長テーマ | 5 |
| ロータリ一年度 | 5 |
| 会員の種類 | 5 |
| 正 会 員 | 5 |
| 名誉会員 | 5 |
| 本クラブへの入会迄の手続きと順序 .. | 5 |
| 入会に伴う受諾、遵守事項 | 6 |
| 入会金と会費 | 6 |
| 入会金及び会費の使途 | 6 |
| ニコニコB O X | 6 |
| 会 員 証 | 6 |
| 理事と役員・理事会 | 6 |
| 会 長 | 7 |
| 副 会 長 | 7 |
| 幹 事 | 7 |
| 会 計 | 7 |
| S. A. A. | 7 |
| 委 員 会 | 7 |
| 例 会 | 8 |
| 例会への出席 | 8 |
| 出席規定 | 8 |
| 欠席の補填 | 8 |
| イニシエーションスピーチ | 9 |
| 各種会合と大会 | 9 |
| ポールハリス・フェロー | 9 |
| ベネファクター | 9 |
| 米山功労者と準功労者 | 9 |
| インタークトクラブ | 10 |
| ロータークトクラブ | 10 |
| クラブ会報 | 10 |
| ガバナー月信 | 10 |
| ロータリーの友 | 10 |
| 国際ロータリーのH P | 10 |
| 参考文献と入手法 | 11 |
| 東京六本木R Cの姉妹クラブ | 11 |
| 東京六本木R C同好会 | 11 |

会員の特典と責務

Privileges and Obligations of Rotary membership

| 特 典 | 責 務 |
|--|---|
| <p>ロータリークラブ会員は、長い歴史の上に育てあげられてきた奉仕に理想の推進者となります。</p> <p>ロータリークラブ会員は、原則会員により推薦され、選挙されて初めて会員となれる会員制のクラブです。</p> <p>ロータリークラブ会員は、ロータリアンとして尊敬され、国際ロータリーの徽章バッジまたはその他の徽章を着用する権利を与えられます。</p> <p>ロータリークラブ会員は、入会と同時に世界のロータリアンと友達になれます。</p> <p>ロータリークラブ会員は、日本は勿論、世界中のどこのクラブの例会や地区大会、国際大会などにも、出席できます。</p> <p>ロータリークラブ会員は、あらゆる職業のロータリアンとの親睦を通して見聞を広め、品性を磨き、奉仕に道を開くことができます。</p> <p>ロータリークラブ正会員は新入会員の推薦権をもっています。</p> | <p>ロータリークラブ会員は、国際ロータリー定款・細則並びにロータリークラブの定款・細則に従い、その規定を遵守しなければなりません。</p> <p>ロータリークラブ会員は、地域社会における各種職業を代表する者としての責任を持たなければなりません。</p> <p>ロータリークラブ会員は、国際ロータリー並びにロータリークラブの名称、記章や会員名簿などを商業上の目的のために使用してはなりません。</p> <p>ロータリークラブ会員は、ロータリーの友、又は The Rotarian のいずれかを購読しなければなりません。</p> <p>ロータリークラブ会員は、クラブ例会に一定の基準以上出席しなければなりません。</p> <p>ロータリークラブ会員は、ロータリー諸会合の時間を厳守することになっています。</p> <p>ロータリークラブ会員は、会費を納入しなければなりません。</p> <p>ロータリークラブ会員は、新入会員を推薦しなければなりません。</p> |

ロータリーの誕生

奉仕の理想に燃えたアメリカの青年弁護士ポール・ハリスが、1905年2月23日、三人の友人と語らって、シカゴで最初の会合を開いたのが発端です。シカゴ・ロータリークラブは“No. 1 Club”とも言われ、また自らも“ROTARY ONE”と唱えています。

ロータリーの名称

発足当初、会員の事務所を輪番に会合の場所にしたことから、この名称が付けられました。

国際ロータリーとは

国際ロータリーは、全世界のクラブを会員とする連合体で、各クラブが「ロータリーの目的の達成」を目指すために、積極的に行動しやすいように管理調整します。国際ロータリーの正式名称は、ROTARY INTERNATIONAL（以下、R I）です。R I の運営は「国際ロータリーフィルダム」と「国際ロータリー細則」に基づいて行われます。

国際ロータリーの役員

R I の役員は、会長、副会長、理事、事務総長、財務長、地区ガバナーその他です。事務総長は任期が5年以内で、毎年替わる会長や理事を補佐し実務を執行する常務役員です。事務総長と約400名の職員がいるR I 事務局は、アメリカ・イリノイ州エバンストンにあります。また支局は、チューリッヒ（スイス）、サンパウロ（ブラジル）、シドニー（オーストラリア）、ソウル（韓国）、デリー（インド）、そして東京に置かれています。

国際ロータリーの規模

2021年5月発表、R I を構成するクラブと会員の総数は下記の通りです。

| | クラブ数 | 会員数 |
|----------|--------|------------|
| 世界全体 | 36,782 | 1,198,766人 |
| 日本 | 2,236 | 86,873人 |
| 第2750地区 | 98 | 4,624人 |
| 山の手東グループ | 11 | 627人 |
| 東京六本木RC | - | 55人 |

1989年にワルシャワ（ポーランド）、ブタペスト（ハンガリー）、プラハ（チェコスロバキヤ）でロータリークラブが復活、次いで1990年6月モスクワにロシア最初のロータリークラブが誕生しました。その後、エストニア、ブルガリア、ラトビア、アルバニア、ウクライナ、ルーマニア、クロアチア、リトアニア、分離後のスロバニア、モンゴル、カンボジア、マケドニア、カザフスタン等に誕生、現在159ヶ国に存在しております。

国際ロータリーの徽章（The Emblem）

シカゴ・クラブで考案された最初の徽章は車の輪の形をしていましたが、クラブの数が増え、R I が結成されていく過程で、段々と修正され歯車の形になりました。現在確認されているR I の公式徽章は、6本の輻（や）と24の輪歯と一つの楔穴のある歯車です。徽章は明確に寸法が規定され、ロイヤルブルーの地にROTARY INTERNATIONALの金文字が浮き彫りになっています。

国際ロータリーの旗（Rotary Flag）

R I の公式の旗は、白地でその中心に公式徽章が飾られています。

日本のロータリークラブ（以後ロータリークラブをRCと略称）

日本のRCは、1921年（大正10年）4月、米山梅吉氏の提唱により初めて東京RCが結成され、その後大阪、京都等続々と各大都市に普及しましたが、戦争体制が強化されるようになってから壊滅的な打撃を受けました。戦後になって1949年（昭和24年）3月、東京RCのR I への復帰が認められ、その東京RCを親クラブとして昭和25年8月に東京北RC、東京南RCが誕生し、さらに東京南RCをスポンサーに東京西RCが、東京北RCをスポンサーに東京東RCが昭和30年に誕生しました。他の都市でもロータリーは、同じような経過で復興し拡大しています。

本クラブの誕生

東京六本木RCは、2004年11月22日、スポンサーである東京西RCの50周年事業として誕生しました。特別代表は佐藤晃一氏。

本クラブと地域、地区、グループとの関係

R I は、加盟クラブの管理などのために「地域」「地区」「グループ」を設けており、その関係でいえば、本クラブは、アジア第2ゾーン、第2750地区、山の手東グループに属していることになります。地域（ゾーン）はR I の理事を選挙する選挙区です。地区（ディストリクト）は加盟クラブ管理の効果をあげるために地理的に編成されたもので、地区ガバナーはR I の役員です。地区ガバナーは、任期の初めに、必ず各クラブを「公式訪問」します。グループは地区をさらに小分割したもので、各グループにガバナー補佐が任命されます。ガバナー補佐はガバナーを代理し、クラブ会長との連絡に当たります。ちなみに都内には第2750地区（都内南部とグア

ム、サイパン、ミクロネシア）第2580地区（都内北部と沖縄）とがあります。また山の手東グループに所属するクラブは、現時点で西、城西、西南、原宿、杉並、神宮、恵比寿、広尾、渋谷、六本木、愛宕の11クラブです。

本クラブの定款、細則

本クラブの運営は、「東京六本木ロータリークラブ定款」と「東京六本木ロータリークラブ細則」に基づいて行われます。この本クラブの定款、細則は、R I が制定した「標準クラブ定款」と「推奨クラブ細則」に準拠したものです。標準クラブ定款と推奨クラブ細則は、国際ロータリー一定款および国際ロータリー細則と共に『手続要覧』（事務局にあります）の黄色ページにあります。一般に R I の立法機関の「規定審議会」（3年毎に開催）で、R I の定款、細則やこの標準クラブ定款、推奨クラブ細則が改訂されると、各クラブはその改正を承認することにより自分のクラブの定款、細則を改正することになります。但しクラブ細則についてはある程度の自主性が認められています。

ロータリーの目的 (R C 定款第5条)

すべてのロータリー活動は、ロータリーの目的に示されたロータリー精神を具体的に実現するための行動といえます。

ロータリーの目的

ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むことにある。具体的には、次の各項を奨励することにある。

- 第 1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること。
- 第 2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものにすること。
- 第 3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、奉仕の理念を実践すること。
- 第 4 奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、平和を推進すること。

ロータリーの心

ロータリーでは社会生活における成功と幸福は他人に対する思いやりと他人を助けることにあるとして、各自の職業を通じての「奉仕の理想」を目的としております。

そのためには

1. 広く知り合いを求めて奉仕の機会を多くもつ
2. 各自の職業に誇りをもって、その道徳的基準を高める
3. 公私の別なく奉仕の理想を実行する
4. 理解と友情を国際的にも広める

(ROTARY DIARY 1998)

四つのテスト

四つのテストは、目的の中の職業奉仕の部面を推進する方法の一つとして推奨されています。四つのテストはロータリーの規則ではありませんが、会員自らが自分の言行に照らして、目的に忠実であるかを反省する標語です。

四つのテスト 言行はこれに照らしてから

THE FOUR-WAY TEST of the things we think, say or do.

1. 真実かどうか Is it the TRUTH?
2. みんなに公平か Is it FAIR to all concerned?
3. 好意と友情を深めるか Will it build GOOD WILL and BETTER FRIENDSHIP?
4. みんなのためになるか Will it BENEFICIAL to all concerned?

R I 会長テーマ

R I 会長は就任にあたり、全世界のロータリアンにその年度の方針なり自分の目標なりを掲げ、その実現のための協力を呼び掛け要請します。一般にこれをR I 会長のテーマと言っています。つまりロータリーの目的実現のためのその会長の個性の発揮なのですが、これがロータリーの運営に絶えず新風を吹き込むことになります。

クラブ会長テーマ

クラブ会長は就任にあたり、クラブ運営について自分の考え方を表明します。これをクラブ会長の方針、ターゲット、スローガン、等と言っておりますが、ここではR I と同様に「テーマ」としておきます。毎年それぞれの会長の永いクラブ歴の中から育まれてきたロータリー観の反映なので、それぞれ持ち味があり、クラブ活動を多彩にします。

ロータリーフィールド

ロータリーでは、R I もR C も、7月1日から翌年の6月30日までを1年として運営されます。そしてたとえば2023-24年度と呼称されます。

会員の種類（RC定款第8条第2節）

本クラブは、職業上良い世評を受けている善良な成人によって構成されます。会員は正会員の他、名誉会員があり、それぞれ明確な資格要件があります。

正会員（RC定款第8条第1節、第3節）

会員は、善良さ、高潔さ、リーダーシップを、身をもって示し、事業、専門職務、および／または地域社会でよい評判を受けており、地域社会および／または世界において奉仕する意欲のある成人によって構成されるものとされています。

職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものにすることを有する者は、クラブの正会員に選ぶことができます。

名誉会員（RC定款第8条第5節）

ロータリーの理想推進のために称賛に値する奉仕をした会員を、本クラブは名誉会員に選ぶことができます。名誉会員は、会員としての権利義務から開放され自由にロータリーライフを楽しむことができます。名誉会員の身分は、毎年6月30日に終結しますが、理事会は毎年名誉会員の身分を次年度に継続または新しく推薦できます。

本クラブへの入会迄の手続きと順序（RC細則第11条）

本クラブへの入会は、次のような手続きと順序によって行われます。

- ① 本ラブの会員又は会員増強委員会によって推薦された本人の、職歴を含めた詳細な履歴書（氏名はペンネームなど通称でもよいが、その場合、必ず戸籍上の氏名を明記する）と、2名の会員が署名した所定の会員推薦書の提出。
- ② 会員選考委員会の適格審査。
- ③ 理事会審査。
- ④ 推薦者に通知。推薦者同道のうえ、会員候補者は、ロータリー情報委員長などより、ロータリーについて説明を受ける。質疑応答後、会員候補者は納得のうえ入会申込書を提出。
- ⑤ 会員候補者の氏名、職業分類などを発表し、クラブ全会員の同意を求める。
- ⑥ 発表後10日以内に全会員の同意を得られたら、期日までに入会金と会費を納入。
→入会決定
- ⑦ 例会で正式に会長から出席会員に紹介された後、徽章（バッヂ）を受ける。

大体以上のような手続きと順序で進みますが、推薦者は、会員候補者を例会ゲストとして同伴出席せたりして、ロータリーについて充分納得させておくことが大いに望まれます。

入会に伴う受諾、遵守事項（RC定款第14、15条）

会員は、ロータリーの目的を受諾し且つ定款、細則を遵守する義務があります。また公共問題、公職選挙関係、政治問題についてクラブは中立的立場を守るよう要請されています。そしてロータリーの公式雑誌「ロータリーの友」の講読を義務としております。

入会金と会費（RC細則第5条）

入会金と会費は、理事会で議決され、総会の承認を得て実施に移されます。本クラブでは現在、入会金35万円、年会費40万円で、年会費は7月1日と1月1日に半期分ずつ納入します。入会金は入会手続きのとき納入します。期限後30日以内に会費を納入しないと、幹事から書面による催告をうけ、催告後10日以内に納入しないと、会員身分は自動的に終結します。

入会金および会費の使途

入会に当たり納めた入会金や会費がどのように使われるかを知っておくことも、ロータリーに対する理解を深めます。

- ① R I および地区分担金（人頭金）
- ② 例会費（主として食事費、会場費）
- ③ クラブ運営費（会議費、印刷費、記念品費など）
- ④ 対外奉仕費（社会奉仕、職業奉仕、青少年奉仕、米山など）
- ⑤ クラブ奉仕費（親睦活動費、クラブ会報費など）
- ⑥ 事務局費（事務室賃貸料、人件費、通信費、消耗品費など）
- ⑦ 基金への一部繰入

この他、不定期に、記念行事、各種会合、記録、協賛、見舞金として、理事会などの承認を経て人頭割り別途徴収することがあります。また「ニコニコBOX」への寄付金は、主として社会奉仕、国際奉仕などの対外奉仕に用いられます。会計担当役員は、年度の概算必要予算の上に立って、科目別収支予算をたてて理事会の承認を得た上で実施します。この収支予算は全会員に知られます。また決算報告は全員に知らされます。

ニコニコBOX

ニコニコBOX寄付金は、会員が慶事（例えば誕生日、結婚記念日、受賞、新築、会社の祝行事、家族の慶事、など）の際に自発的に寄付するもので、金額の定めはありませんし、また回数も無制限です。用紙は例会受付に準備されており、記入のうえニコニコBOX委員に渡しますと、例会のプログラムのなかで披露されます。勿論慶事以外の寄付でもよく、疑問の点はニコニコBOX委員にご相談下さい。

会員証（RC細則第11条）

半期毎に会費を納めた正規の会員の証で、R I 事務総長署名入りの所定の用紙に、クラブ幹事が署名したものです。海外のクラブを訪問する際、この会員証を提示すると便利です。

理事と役員、理事会（RC定款第11条、RC細則第1、2、3、4条）

理事会は、本クラブの管理主体で、別に定めるもののほか、クラブの事項に関する最終決定機関です。ロータリーは輪番制というのが特色ですが、クラブ運営にあたる理事、役員の任期は1年が原則です。この輪番制が円滑に行われるには、先番と後番との交代が前もって明確に決まっていて、連携がスムーズにいくことが必要で、その代表的な仕組みが、理事、役員の選挙です。本クラブの年次総会（12月第1例会日）の1ヶ月前の例会（11月の第1例会日）で、会長は、次々年度の会長候補者1名と、次年度理事候補者8名の計9名の指名を求め、1ヶ月後の年次総会で当選者を決定します。そして上記8名の当選者と、前年度総会で選任された次年度会長候補者の計9名をもって次年度理事会を構成します。ただし現実の運営では、次々年度会長候補者については歴代会長会で総意をまとめ、それを受けて上記8名の推薦案を理事会で決定して11月の第1例会で議長（会長）がその氏名を発表する方法をとっています。

12月の年次総会で、次年度理事が選出されると、次年度会長は次年度理事会を逐次招集して、次年度の運営方針を決定すると共に、副会長ほか役員編成案を提示して、次年度理事会で選任決定します。この役員とは、会長、会長エレクト（次年度会長、通称会長ノミニー）、副会長、幹

事、会計、および会場監督（S. A. A.）を指します。なおこの理事会は、7月1日以降本年度理事会となり、毎月第1例会日に開催されます。

会長（RC細則第3条）

会長は、本クラブの例会その他の会合および理事会の議長をつとめ、その他通常その職に付随する任務を行います。会長はクラブを代表しますが、通常その職に付随する任務についてはロータリー文献で詳細に説明されています。

副会長（RC細則第3条）

副会長は、会長不在の場合、本クラブの会合および理事会の議長をつとめ、その他通常その職に付随する任務を行います。なお原則として、副会長のうちの1名はクラブ運営を担当し、他の1名は奉仕プロジェクトを担当します。

幹事（RC細則第3条）

幹事は、事務局を指揮監督しながら本クラブの実務一切を切り回します。即ち会員の身上記録、出席記録の整理保管、クラブ諸会合の通知および議事録の作成保管、R I 事務総長への半期会員報告、人頭分担金の納入、会員異動報告、地区ガバナーへの月次例会報告、「ロータリーの友」講読料の全会員半期分一括納入、その他通常その職に付随する任務を行います。

会計（RC細則第3、10条）

会計は、本クラブのすべての資金を管理保管し、毎年1回又は理事会の要請ある毎にその説明を行い、その他通常その職に付随する任務を行います。なお「入会金および会費の使途」の項もご参照下さい。会計は退任の際、保管するすべての資金、計算帳簿、その他一切のクラブ財産を後任者又は会長に引き継がなければなりません。

S. A. A.（会場監督）（RC細則第3条）

SAA (Sergeant At Arms) は、クラブの諸会合の議長を務める会長およびクラブ奉仕担当の副会長の片腕として、本クラブの会合の会場に関するることは一切とりしきります。なお「例会への出席」の項もご参照下さい。

委員会（RC細則第7、8条）

会員は、クラブにおける役員又はいずれかの委員会委員を務めることが原則です。本クラブでは、各自が要請された役職をこころよく引受け、拒否しないことを慣例にしております。本クラブには、クラブ運営委員会、広報委員会、会員組織委員会、奉仕プロジェクト委員会、ロータリー財団委員会、米山奨学委員会からなる6つの常任委員会があり、委員長は理事または理事会構成委員の中から任命されます。常任委員会には特定分野を担当する委員会（通称小委員会）が設けられているものと、そうでないものとがあり、その関係は次の通りです。

- ・クラブ運営委員会：プログラム委員会、親睦活動委員会、ニコニコBOX委員会。
- ・広報委員会：週報・広報委員会。
- ・会員組織委員会：会員増強・退会防止委員会、ロータリー情報委員会、会員選考委員会。
- ・奉仕プロジェクト委員会：職業奉仕委員会、社会奉仕委員会、国際奉仕委員会、青少年奉仕委員会。

委員長、副委員長、委員は次年度理事会で決定され、速やかに各人に通知されて、7月1日以降すぐ活動できるよう準備をします。職務の任期は1年が原則ですが、活動の継続性を守るため、複数年同じ委員会に所属する場合もあります。

新会員は、通例まず親睦活動委員会に所属しますので、入会当初は例会の受付が主な役割であります。これは他クラブの会員（ビジター）の応対ですが、自分の所属クラブの新旧会員を知る上に最も役立ちます。受付は例会30分前に準備が整っている必要があります。そして年2回の夜間例会や親睦会の準備などを経験しながら、次第に委員会活動全般を習熟するようになります。それぞれの委員会の任務については、RC細則第8条に載っておりますが、年月を経過するにつれて自然に理解も深まるものです。なお経験豊富な会員に尋ねるのも一つの方法です。

例　　会（RC定款第4条、RC細則第4、13条）

例会は、クラブの基本的な会合でありロータリーの原点であります。本クラブの例会は、法定休日を除く毎週月曜日12時30分から1時間、グランドハイアット東京で開催されます。基本的に毎週1回、開催されることがロータリーの特色で、また、どのクラブの例会も世界中のロータリアンに開放され、その来訪が歓迎されることがロータリー特典です。例会では会長が議長をつとめ、出席会員に対し他クラブからのビジター、ゲストの紹介、会務や行事の報告、通知や予告、そして多くの例会では、有益な卓話が披露され、全員が食事を共にして相互の親睦をはかります。またクラブの例会の曜日、場所、時間を変更することは好ましくありませんが、正当な理由がある場合、変更することができます。なお1ロータリーハイアット内に3回、例会を取りやめることができます。また、例会が開催される週に祝日がある場合も例会を取りやめることができます。いずれも例会の変更は全会員と関係先に周知されます。

例会への出席

新会員は早くクラブの雰囲気に慣れるために、100%本クラブの例会に出席することが望まれます。例会場へは定刻30分位前には到着するようにします。例会場に着いたら、備え付けの出席票に当日出席の記号（P）を記し、胸章（名札）を着けて例会開始まで他の会員と挨拶を交わして親睦を深めます。席を指定される場合を除き、着席はなるべくスクリンブルにし知人や仲の良い人ばかり選り好みしないようにしたいものです。プログラム進行中は私語雑談を慎みます。例会場では、櫻をかけたSAA、副SAAや親睦活動委員の指示に従います。SAA（Sergeant at Arms）はクラブ役員の一人で、例会の準備、進行、秩序維持などに当たり、例会を楽しく円滑にする役目です。

出席規定（RC定款第7条、10条、RC細則第9条）

新会員は、例会への出席が第一義におかれますが、それは入会→交友→親睦→社会奉仕、職業奉仕という発展の軌跡が例会の場で描かれるからです。そのような新会員の成長への期待可能性を含めて、クラブ定款第10条第1節及び4節には、次の通り厳しい規定を設けています。

1. 連続4回例会出席もマークアップもしていない場合。
2. 一期間にマークアップを含む出席率が50%に達していない場合。

上記の場合、会員の身分は終結される場合があります。ただし、ロータリーの大会、ローターアクトクラブ、インターラクトクラブ、ロータリー地域社会共同隊、ロータリー親睦活動、仮ローターアクトクラブ、仮インターラクトクラブ、仮地域社会共同隊、仮ロータリー親睦活動、の会合出席は、本クラブ例会出席と同等に認められます。また長期病床にある者や長期海外出張者の場合は、例会への出席が出来ない旨を書面で理事会に申請し、理事会が正当な理由として承認した場合は、適用外として出席義務の猶予が与えられ、会員身分の喪失が防がれます。ただしマークアップをしない限り欠席として記録されます。なお、本クラブでは、皆出席表彰の制度がありますが、無欠席の記録を毎年伸ばしている会員が数多くいます。

欠席の補填（RC定款第10条）

会員が本クラブの例会に出席できない場合、その例会の定例の時の前または後、なるべく14日以内に、他のロータリークラブの例会に出席すると、欠席したことが補填（マークアップ）され、出席したと同等に扱われます。この場合マークアップしたところの受付で出席証明を貰い、それをなるべく早く本クラブ事務局に提出すればマークアップ処理されます。どの曜日にどこのクラブの例会があるか「ロータリーの友」の綴じ込みの例会一覧表や地区ホームページをご覧下さい。また海外でのマークアップには、国際奉仕委員会が作成したガイド小冊子を参考にして下さい。事務局に常備されています。なおマークアップに慣れるに従い、他クラブ訪問の楽しみという別の魅力が味わえます。それはロータリアン同士の交友につながります。新会員に是非挑戦してほしいのは、まず、最初の1年間の100%出席です。これを乗り越えれば、2年3年と皆出席は続く筈で、そうなると、むしろ毎週の例会が待ち遠しくなるでしょう。

イニシエーションスピーチ

入会後、数ヵ月経った頃、例会の席上で自己紹介を含めながら自分の職業について話をする機会が与えられます。自らの職業について話すことは、職業奉仕活動の始まりともなります。会員がお互いにその人となりを理解し職業を知ることは親睦にもつながります。

各種会合と大会

例会を中心とするクラブ活動のほか、次のような協議会や大会が開かれます。これらがロータリーの会合の全部ではありませんが、このうち1から4までは、特に新会員の出席が望まれます。

1. クラブ協議会 (Club Assembly)

クラブ会長が主宰し、原則として年6回以上開催されます。クラブ全体の活動について協議し、計画と実績の検討や調整を行います。

2. インターシティーミーティング (Intercity Meeting)

ガバナー補佐が主宰し、各奉仕部門の課題や、特に重要なテーマについて協議します。

3. 年次地区大会 (District Conference)

地区ガバナーが主宰します。目的は、地区内問題点の協議と会員の交歓、そして有益な講演などです。

4. 地区協議会 (District Assembly)

地区ガバナーが主宰し、地区ガバナーノミニーが協力して、次年度の地区運営活動計画を協議します。地区内すべての次期会長、幹事、R I 理事会指定の地区内クラブ指導者が出席します。

5. 国際協議会 (International Assembly)

R I 会長が主宰する年次会合で、地区ガバナーノミニーにロータリー教育を行い、運営上の任務を指導し、鼓舞激励し、さらには出席者間の交歓をはかりながら、次年度ロータリー・プログラムや活動の実施方法を討議、計画する機会を与えることを目的にしています。

6. 年次国際大会 (International Convention)

R I 会長が主宰し、国際レベルにおいて全ロータリアン、特に地区ガバナーとクラブ会長ノミニーを鼓舞激励し、情報を与え、これによってロータリーの発展の動機づけを行います。なお、国際大会は、同一国で連続2年を越えて開催することを禁じています。

7. 国際ロータリー加盟認証状伝達式 (チャーターナイト)

新しいクラブが創設され、R I への加盟が認められると、その認証状が地区ガバナーを通じて渡されます。この伝達式は意義深いものです。

ポールハリス・フェローと準フェロー

1年間に 1,000 ドルをロータリー財団に寄付した人は、ポールハリス・フェローとして証明書、メダルおよび襟章が同財団から贈呈されます。10年間以内に 1,000 ドルを寄付する意志を表示し、最初に 100 ドルを寄付した人は準フェローと認められ 1,000 ドルに達したときポールハリス・フェローとなります。尚、再度 1,000 ドルを寄付した場合は、マルチプル・ポールハリス・フェローと呼称されます。

ベネファクター

ロータリー財団基金に寄付する旨を遺書または最終資産計画に書きしるしたことを財団に通知した人。または 1,000 ドル以上を基金に無条件に寄付した人を財団のベネファクターといいます。

米山功労者と準功労者

財団法人ロータリー米山記念奨学会は、アジアのロータリークラブ所在国から来日している私費留学生に奨学金を授与し世話をため、故米山梅吉氏が提唱して設立された国際奨学団体です。米山奨学会に 30 万円寄付しますと、米山功労者として功労者メタルが贈られます。30 万円寄付する意志表示をし、最初に 3 万円以上寄付しますと準功労者と認められ、30 万円に達した時に米山功労者となります。

インタークトクラブ (I A C)

インタークトクラブは、12～18歳の若人で構成されます。一つ又は二つ以上のロータリークラブの提唱によって結成され、地区ガバナーによって確認された後、R I の証明と承諾を得て設立されます。12～18歳の中学・高校生が、地元でのボランティア活動や海外のインタークト会員（通称「インタークター」）との交流を通じて視野を広げ、国際感覚を養っています。ロータリークラブの支援を受けて設立されるインタークトクラブでは、友だちと一緒に楽しみながらロータリーの「超我の奉仕」を学び、行動力を身につけます。

ロータークトクラブ (R A C)

ロータークトクラブは、18歳以上の青年によって構成されます。一つ又は二つ以上のR Cの提唱によって結成され、地区ガバナーにより確認された後、R I の証明と承諾を得て設立されます。18歳以上の人びとが集まって、地域社会のリーダーと意見交換し、リーダーシップと専門的なスキルを育みながら、楽しく奉仕活動を行います。

ロータリーとロータークトの会員は、世界各地で奉仕を通じて共に行動しています。大都市から僻村まで、ロータークトはさまざまな地域社会で変化をもたらしています。

ロータークト会員は、クラブの組織、運営、資金管理、活動や奉仕プロジェクトの計画・実施を自ら決定することができます。スポンサーとなるロータリークラブが奉仕のパートナーとしてロータークトを指導・支援します。

クラブ会報

クラブ会報は、ホームページに掲載される週報が中心です。会報はクラブ広報・週報委員会が編集を担当しています。週報には、クラブの重要な会務事項、例会のプログラム、R I 、地区をはじめ世界のロータリーニュースやクラブ内の情報、同好会、会員の慶弔、動静などの記事が記載されています。週報によって、クラブ活動の状況がわかると共に、会員の出席向上の一助にもなっています。

ガバナー月信 (Governor's Monthly Letter)

第2750地区ガバナーから、クラブ会長および幹事に毎月配布されます。地区の最も身近なロータリー情報源です。

ロータリーの友

「ロータリーの友」はロータリーの公式地域雑誌で、毎月配布されます。

一般社団法人ロータリーの友事務所

〒105-0011 東京都港区芝公園2-6-15 黒龍芝公園ビル4階

TEL. 03-3436-6651 hensyu@rotary-no-tomo.jp (本誌の内容・ご投稿)

同じビルに「ロータリー文庫」があり、ロータリーの様々な情報が蓄積されています。

国際ロータリーのインターネットホームページと「My Rotary」

1996年1月にR I はインターネットの情報発信サイトであるWWW（ワールドワイド ウェブ）にホームページを開きました。「ロータリーとは？」から世界中の町で行われる例会の日時、場所までの情報を提供しています。また年次国際大会やR I 会長の活動などタイムリーな情報も発信しています。アドレス <http://www.rotary.org>

世界のロータリーの様々な情報を取りまとめて管理し、提供しているサイト「My Rotary」があります。<https://my.rotary.org/ja/>

「My Rotary」とは、アカウントを登録することでロータリーの活動や地区・クラブ運営に必要な情報やデータを隨時入手できる便利なシステムです。

新入会員は、入会後アカウントを作成してください。（作成方法は事務局・幹事にお尋ねください。）

My Rotaryにログインすれば、よく見る情報や資料・書式にアクセスしやすくなるほか、以下のようなメリットがあります。

- ・自分のプロフィールを自由に編集し、紹介する

- ・フォーラムのグループに参加したり、新しいグループを立ち上げる
 - ・クラブの活動を支援してくれるボランティア、協力団体、寄付者を見つける
 - ・マイページから、重要なリンクや資料、オンラインコミュニティの情報を見る
- 会員同士の連絡に使うこともできます。メールアドレスや電話番号を知らずとも世界中の会員とメッセージのやり取りができます。

参考文献と入手法

国際ロータリーニュース

公式通達その他ロータリーについて一般的なニュースが載っており、R I 事務局から定期的に各クラブに宛て2部ずつ送られてきます。

各種パンフレットとMy Rotaryのトラブル問い合わせ

ロータリーの活動に有益な各種のパンフレットがR I から発行されており、日本語版も揃っています。入手やMy rotary トラブルについては、下記へご照会下さい。

<国際ロータリー日本支局>〒108-0073 東京都港区三田1丁目4-28 三田国際ビル24F電話：
03-5439-5800、FAX：03-5439-0405、Eメール：rijapan@rotary.org

東京六本木RCの姉妹クラブ

現在、締結している姉妹クラブはありません。

東京六本木RC同好会

本クラブには、会員の親睦を目的に、次の同好会があります。

- ・ワイン同好会、・ダンス同好会、・六本木合唱団